

R3.1.28付「熊本市環境基本条例の改正について」意見照会(第3回環境審議会(R3.1.20予定)延期につき)における各委員からの意見及び本市の対応方針

No.	条例案 該当条項	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.3.31時点)
1	前文	高宮委員	以前の意見(2020/12/2)で以下のとおり修正をお願いしていました。 修正後の内容については、異存ございません。 (主な委員意見中)「野生生物の種の減少」は否定的すぎる →「野生生物の種の減少」は限定的すぎる	修正いたします。
2	6条(2)	高宮委員	地下水、河川等の保全 →地下水、河川、沿岸(干潟でも良いかもしれません)等の保全 資料2のNo.14宮瀬委員のご意見を会議でお聞きした時に、この場所に海を入れる 必要があると感じていました。海洋プラスチック問題だけでなく、沿岸の多様性保 全も必要と思います。	沿岸・干潟の(生物)多様性保全につきましては、6条4号で対応しております。また、海洋プ ラスチック問題は地球規模での環境問題であることから、6号に規定しております。
3	6条(6)	中田委員	地球温暖化の防止、気候変動影響への適応、オゾン層の保護、海洋プラスチック 汚染の防止その他地球環境の保全に関すること」を以下の赤字を追記されては いかがでしょうか。 「地球温暖化の防止、気候変動影響への適応、オゾン層の保護、陸上と海洋プ ラスチック汚染の防止その他地球環境の保全に関すること」 (理由)海洋プラごみの8割は陸域由来と考えられています。汚染防止には陸上 からの排出負荷を減らすことが最も重要ですが、SDGsは海に注目すぎるあま り、発生源に対する認識が十分に伝わっていると言い難いように感じていま す。「陸上と」というワードが追記されると、市民の問題意識をより高く保てるように 思います。	6条5号に規定する循環型社会の構築における 「廃棄物の発生抑制」と「適正処理」の中に、例 えばポイ捨て等、陸域由来のプラスチック汚染 の防止を包含しております。 また、6号は地球規模での環境保全の規定で あるため、熊本市における陸上由来の海洋プ ラスチック汚染の防止は6号ではなく5号の問題 として対応します。
4	8条	小原委員	貴市が今後、環境影響評価に係る制度設計や条例制定の準備を進めるうえで、 必要がありましたら、ご相談に応じます。	制度設計等について、環境影響評価条例を運 用されている貴県がご相談に対応いただける ことは、非常に心強く存じます。 お力添えをいただければ幸いです。

R3.1.28付「熊本市環境基本条例の改正について」意見照会(第3回環境審議会(R3.1.20予定)延期につき)における各委員からの意見及び本市の対応方針

No.	条例案 該当条項	委員名	ご意見の内容	本市の対応方針(R3.3.31時点)
5	12条	宮園委員	環境紛争調整委員会が行った具体的な対応を鑑みると、裁判よりも迅速に両当事者の合意が成立したことは、当事者双方にとって利益があったと思う。建築紛争は建築主と近隣住民の対立が大きいため、公平で中立な第三者が介入して話し合いを促進することは、資料2でも触れられているように住民の福祉増進に寄与すると思われる。 12条3項、4項については、よりスムーズに手続を実施し、合意を促進するために設けられた規定であることは理解できるので、当事者にもこのような努力が求められることを手続の前に当事者に十分説明し、当事者の納得を得ていただきたいと思う。 また、オンブズマンの報告書の中に、環境調整委員会において当事者から出された騒音、振動、悪臭について、環境担当課が、騒音測定を行ったことや、業者に対して、工事に係る悪臭について周辺に配慮するよう指導したという記載がある。このような具体的な手続の内容や流れについて、市民や事業者によりわかりやすく広報し、周知を広げていけば、あっせん・調停が、当事者双方の利益となることが理解されやすくなり、参加者が合意に向けての努力をすることにもつながるだろうと思う。 さらに、熊本県弁護士会の紛争解決センターとの連携を行う方向が示されたことは、環境紛争を抱えた市民の解決に効果的だと期待できると思う。	ご助言をいただきありがとうございます。 当事者双方の理解促進に努め、市民の福祉増進に寄与するために環境紛争解決に尽力してまいります。